

2017年
CTG

建交労道本部員会関係者速報

No. 2 / 2017年 6月13日
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

北海道交運共闘が労働局要請 長時間労働の改善を

北海道交運共闘は6月12日、北海道労働局に「交通運輸労働者の労働条件改善」に関する要請をおこないました。要請には黒澤幸一議長をはじめ北海道交運共闘役員と建交労北海道トラック部会から10人が参加しました。要請に先立って黒澤議長は「長時間労働は社会問題となっているが改善のきざしはつくられていない。5月30日に北海道労働局が発表したトラックやタクシーの事業場での法令違反は驚くべき数字だ。職場で法律が守られ、労働者が健康で安全に働けるよう労働行政としてもいっそうの努力をお願いしたい」とあいさつしました。

対応した北海道労働局監督課の山崎陽子主任監察監督官から各要請項目への回答を受けたあと、いくつかの項目について意見交換しました。「改善基準告示」改正などについては「地方局の権限が及ばないので上局に伝える」、36協定と「告示」の関係では「法令で定められている要件を満たしていれば受理する。告示に違反しているものについては指導している。現在は違反している協定はないものと認識している」などと答えました。また、労働基準監督官をはじめ必要な人員の確保については「ありがたい要請であり上局に伝える」と述べました。

自動車運転者を使用する事業場の8割が違反

北海道労働局が5月30日に発表した「自動車運転者を使用する事業場に対する平成28年度の監督指導状況」では、トラックで82.1%、バスで80.8%、タクシー・ハイヤーで90%が法令違反との結果でした。平成26年・27年に比べて監督実施した事業場数が大幅に増えている（トラックでは26年147—27年126—28年273）理由は「全国的には月80時間以上の時間外労働が疑われる事業場を対象とすることとされ、北海道では交通運輸関係を重点に監督を実施した」との説明がされました。

有給休暇の賃金算定基準でやりとり

この日の要請では、トラック労働者の有給休暇取得がすすまない原因のひとつとして、有給休暇をとったときの賃金算定で「基本給だけの計算で歩合給が含まれない」「固定残業代などが含まれない」など、有給休暇を取得することで収入が下がる実態について労働局の考えを質しました。回答は「算定基準は、①通常支払われる賃金、②平均賃金、③社会保険の標準報酬月額の内いずれかを就業規則で定めることになる」というもので、「個別に疑義があれば監督署や労働局に相談してほしい」と述べました。多くの職場で「有給休暇をとれば損だ」という労働者の実態があることを指摘し、労働行政として事業主への指導などで改善をはかるよう求めました。

JR北海道・第14回「安全に関する労使合同会議」

5月29日、JR北海道の第14回「安全に関する労使合同会議」が開かれ、会社側は島田社長ほか10名と、各組合の委員長・書記長8名（建交労北海道鉄道本部から竹田委員長と加藤書記長）が出席しました。今回の議題は「踏切事故防止」についてで、会社からハード面とソフト面のとりくみが紹介されました。